

車庫・物置等の全棟調査を行なっています

市は、現在の状況を正しく把握するため、市に所在するすべての車庫・物置などの家屋を課税台帳と照合する、車庫・物置等の全棟調査を行なっています。

調査結果は、令和3年度からの固定資産税・都市計画税に反映する予定です。

調査は市職員が伺いますが、調査時にご不在の場合は車庫・物置を所有されていると思われるお宅に連絡票を投函または郵送しています。連絡票が届いた場合は、お手数ですが市税係までご連絡ください。

問合せ
市税係 ☎32-1842

● 対象となる車庫・物置

- ▷ 面積が10㎡以上
- ▷ 屋根があり、4方に壁のあるもの。ただし、車庫の場合は3方以上に壁のあるもの。

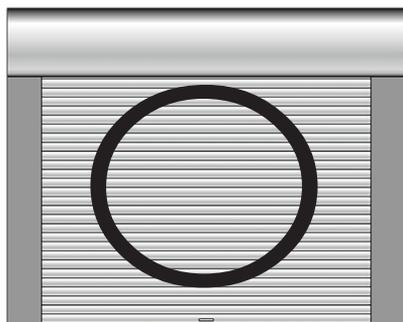
以上の要件を満たす車庫・物置などが対象となります。



【例】

【対象】

既製のカスケードガレージ車庫



【対象外】

カーポート



● 調査にご協力いただけないときは・・・

調査にご協力いただけない場合は、国が定めたルールに則った書類での評価を行ないます。この方法で評価を行なうと、実際の調査よりも評価額が高くなり、税額も高くなる場合がありますので、調査へのご協力をお願いいたします。

● なりすましにはご注意ください！

- ▷ 調査には身分証明書を携帯した調査員が伺います。
- ▷ 調査員が、耐震診断、リフォーム、火災報知機・消火器などの購入を勧めたり、調査目的以外のお願ひしたりすることはありません。
- ▷ その場で税金の納付をお願いすることはありません。
- ▷ なりすましによる悪質な販売や個人情報の詐取などにご注意ください。





保険料の免除・納付猶予期間がある方へ 国民年金保険料の追加納付について

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときと比べ老齢基礎年金の受給する額が少なくなります。

将来に受け取れる老齢基礎年金額を増やすため10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納)ことができます。

なお、納める保険料は、免除・猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

※追納することにより、確定申告の際の社会保険料控除を受けることができます。(所得税・住民税の軽減につながります。)



ご注意!

保険料に未納の状態がある場合、障害や死亡といった不慮の事態の際、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますのでご注意ください。

年金



information

申請・問合せ

戸籍年金係

☎32-1823

砂川年金事務所

☎52-2144



国民健康保険の 各種認定証の更新について

現在お使いの『限度額適用・標準負担額減額認定証』および『限度額適用認定証』の有効期限は、7月31日(金)までです。

8月以降も認定証が必要な方は、申請・更新してください。

申請・更新時に必要なもの

1被保険者証 **2**印鑑 **3**マイナンバーカードまたは通知カード

4本人確認ができるもの

運転免許証など写真つきのもの1点、または公的医療保険の被保険者証、年金手帳など2点

※公的医療保険の被保険者証とは・・・官公庁が発行した有効期限内の健康保険証、介護保険被保険者証など

※マイナンバーカードをお持ちの方は、写真つきとして1点とします。

5期限切れの認定証

※代理の方が手続きをされる場合、世帯主・対象者の方の上記の申請・更新に必要なもののほかに、代理人の方の身元確認できるものが必要となります。



お願い!

世帯単位で税区分の判定を行いません。世帯の中で確定申告を行っていない方がいた場合、申告後の申請・発行となり、即日発行ができない場合がありますのでご了承ください。

医療保険



information

申請・問合せ

医療保険係

☎32-2214

北海道後期高齢者

医療広域連合

☎011-290-5601